24 八行経発第 35 号 平成 24 年 7 月 26 日

八王子市監査委員白柳和義殿同矢野和利殿同山越拓児殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成 18年度

監査テーマ	下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
監査項目	下水道事業の財産管理について
指摘項目	下水道台帳への登録について(公共下水道台帳の整備について)
区分	☑ 指摘 □ 意見
指摘内容 (概要)	下水道法の規定に基づき、管路図面以外についても正式な公共下水道台帳を整備 されるよう努力されたい。
措置内容	台帳システム未入力データは、21・22・23年度の3ヵ年で整備を実施し解消した。 また、管路図面以外についても、順次整備を進めた結果、公共下水道台帳を整備で きた。
措置時期	平成24年3月
所管部課	水循環部下水道課

平成 19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	自主事業に内在する公益性の認定と積算について
指摘項目	自主事業に内在する公益性の認定と積算について
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	ふれあい財団事務局の芸術文化振興課や学園都市振興課における自主事業企画立案・実施等の業務に関して、事業ごとの公益性を補助対象事業に対する補助割合として確定することが必要である。
措置内容	ふれあい財団は、平成24年4月に新たな公益法人に移行するために、平成23年度に事業分析を行い、財団全体事業費のうち、公益事業比率が89.5%という結果を得た。この分析の中で、財団が実施する自主事業については、公益認定事前審査において、不特定多数の者の利益の増進に寄与している等、全て公益事業と位置づけられると判断された。(公益認定日:平成24年3月21日)このため、公費負担基準(鑑賞事業:事業費の3割以内、育成支援事業:事業費の7割以内など)については、すでに平成22年度に定めてあることから、自主事業は全て公益事業として、平成24年度以降についても、この公益基準に基づき適切にふれあい財団に対し補助を実施していく。なお、現在の文化振興補助対象の財団自主事業は、芸術文化振興課において全て企画実施している。
措置時期	平成24年3月21日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課

平成 19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	経営の状況について
指摘項目	職員の業務意欲等インセンティブの付与状況について
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	次のような内部経営改革を検討することを期待する。 イ. 業績給の導入
措置内容	財団は、毎事業年度に運営方針を出し、所管ごとに重点項目を定め、業績評価を実施している。平成22年度には所属長による所管ごとの重点項目に対する職員及び嘱託員の評価、及び意向調査を実施し、個別ヒアリングにより職員等への勤務評定を実施した。また、昇給及び昇任は、職員給与規程及び昇任選考実施要綱に基づき行っているが、平成22年度に業積評価制度を導入したことにより、日常の勤務状況に加え、個々の職員等の業績評価についても昇給昇任に反映させることとした。平成22年度に実施した上記内容を踏まえ、平成23年度に業績給の導入を検討したが、嘱託員を含めた職員体制の確立(職員、嘱託員、臨時職員の各役割の見直し及び新階層の設定など)を図るための全体的任用・給与制度の構築が前提となるでが、当面は引き続き業績評価の充実を図りつつ、この新たな任用制度、給与から、当面は引き続き業績評価の充実を図りつつ、この新たな任用制度、給与体系を検討していくこととし、現時点では業績給の導入は困難であるとの結論となった。今後も、職員等の業務意欲が反映されるよう毎年実施する勤務評定を踏まえ、適切な昇給昇任を実施していく。
措置時期	平成24年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課(ふれあい財団)

平成19年度

監査テーマ	指定管理に係る事務の執行等について
監査項目	給与体系の改革と業績評価との関係について
指摘項目	給与体系の改革と業績評価との関係について
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	職員の業務に対するインセンティブを確保するために、人事評価制度の導入に併せて、業績給制度の導入は経営上重要な制度の一つであるため、財団は早急に実施を検討すべき項目であると考えられる。 併せて、嘱託職員、業務職員及び臨時職員の業績評価と階層化についても、経営者が検討すべき緊急性の高い項目である。
措置内容	財団は、毎事業年度に運営方針を出し、所管ごとに重点項目を定め、業績評価を実施している。平成22年度には所属長による所管ごとの重点項目に対する職員及び嘱託員の評価、及び意向調査を実施し、個別ヒアリングにより職員等への勤務評定を実施した。また、昇給及び昇任は、職員給与規程及び昇任選考実施要綱に基づき行っているが、平成22年度に業績評価についても昇給昇任に反映させることとした。平成22年度に実施した上記内容を踏まえ、平成23年度に業績給の導入を検討したが、嘱託員を含めた職員体制の確立(職員、嘱託員、臨時職員の各役割の見直し及び新階層の設定など)を図るための全体的任用・給与制度の構築が前提となることから、当面は引き続き業績評価の充実を図りつつ、この新たな任用制度、給与体系を検討していくこととし、現時点では業績給の導入は困難であるとの結論となった。なお、嘱託職員の能力を活かすために、平成24年2月には、嘱託員からプロパー職員への登用試験を実施し2名を採用した。今後も、職員及等の業務意欲が反映されるよう毎年実施する勤務評定を踏まえ、適切な昇給昇任及び採用を実施していく。
措置時期	平成24年3月31日
所管部課	市民活動推進部学園都市文化課(ふれあい財団)

監査テーマ	自転車駐車場等に係る事務の執行について
監査項目	(1)自転車駐車場の整備状況について
指摘項目	南大沢北自転車駐車場について
区分	□指摘 ②意見
指摘内容 (概要)	1階部分(バイクが入っている)については、半分の面積が使用されていないため、有効活用の協議・検討が必要である。センターに早急に対策を策定するように申し入れを行い、改善策を提示していただくよう要望する。
措置内容	平成23年9月、利用向上対策として、当該施設の2階が満車のため、バイクの一時利用を1階へ異動し、電磁ロックを設置した。その結果、1階のバイク利用の向上が図られた。今後も利用状況を見ながら拡張していく方向である。
措置時期	平成23年10月1日
所管部課	道路事業部交通事業課

自転車駐車場等に係る事務の執行について
(5)放置自転車対策業務について
設計見積りのあり方について
□ 指摘 ☑ 意見
現在の設計見積りは、3つの業務委託の中に、放置自転車の整理・誘導・撤去・ 搬入・保管所管理という個別の業務が存在することを無視した積算方法である。実際にも、仕様書では業務ごとに詳細にサービスレベルを指示している内容と設計見 標書が対応しないという不合理な状況にある。 したがって、設計見積書の作成に当たっては、業務ごと(放置自転車の整理・誘 尊・撤去・搬入・保管所管理等)に詳細に見積もることが求められているものと考える。
24年度の予算要求時点に、業務ごとに単価及び数量が明示された見積書を入手 し、改善を図った。(3社)
平成23年9月30日
道路事業部交通事業課
(設 一

監査テーマ 市営住宅事業に係る事務の執行等について 監査項目 (1)指定管理者制度の導入状況について	
比接項目 ゲリープカツ及の玄奘機様の様質について	
指摘項目 グループ内業務の牽制機構の構築について	
区分 指摘 □ 意見	
平成20年度に実施された当該修繕等の内容を閲覧した結果、修繕の履ては、各会社からの請求書及び写真が提出されている。しかし、一部のは写真が報告されていなかった。 実際の修繕工事が何らかの簡易な契約行為を行い、相見積りを複数徴性を担保し、実際に行った記録としての完了届、またはそれに準ずる書場の写真などが整備されているかどうか、検証できない状況で決算の報課へなされている。	請求書また 収して経済 類や修繕現
平成22年度以降、リフレッシュ工事契約締結にあたり、相見積りを るとともに、完了届に写真などを整備し、確認を行っている。 また、平成24年度から期中モニタリングの様式に必要事項を盛り込 告の検証ができる制度を構築した。 今後も様式の変更等を行う場合には、その都度指定管理者への周知・確 いく。	ぬ、完了報
措置時期 平成24年4月26日	
所管部課 まちなみ整備部住宅対策課	

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2)市営住宅家賃等の徴収及び管理について
指摘項目	連帯保証人に対する請求について
区分	☑指摘 意見
指摘内容 (概要)	1年分以上の滞納者22名のうち、市担当課が、当該滞納者の連帯保証人と何らかの接触を行っているのは、8名のみである。このうち、連帯保証人に請求し、実際にその一部を回収しているのは、1名だけである。このことについては、連帯保証人の氏名、住所等が不明となっているものも多いため、自治令、要綱に則った請求行為は殆ど行われていないというのが実情である。連帯保証人に対する請求行為が殆ど行われてこなかったというこれまでの対応については、速やかに改善されたい。
措置内容	監査の指摘を受けて、連帯保証人に対する請求行為として、平成23年度時点で3か月以上の滞納者全48名の連帯保証人全53名に対して、書面により滞納状況についての通知を行い、21名から1,083,700円が納付された。 なお、当時指摘を受けた滞納者22名についても、滞納者の状況に応じた適切な手続きを実施している。 今後も、市営住宅家賃滞納整理事務処理要領に基づき、家賃滞納の期間に応じて、納付協力・納付履行を連帯保証人に対して要請することを徹底していく。
措置時期	平成24年3月31日
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(1)指定管理者制度の導入状況について
指摘項目	モニタリングの実施について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	モニタリングを行うに当たっては実務上次のことを注意すべきである。 モニタリングのタイミングを検討する。市営住宅に関して、効果的なモニタリングのタイミングは、指定管理者の月次報告や四半期報告を踏まえて、年間に4回程度が適当であると考える。 モニタリングの内容は、市営住宅に特有な項目と指定管理者が選定段階で提案した内容のチェック項目等を勘案して、標準的なモニタリング様式をカスタマイズすることが必要である。 モニタリングの実施に当たっては、指定管理者の協力が十分得られるように、協定書締結段階から理解を得られるよう努力する必要がある。
措置内容	平成21年度から、期末モニタリングに加えて年4回の期中モニタリングを実施し、結果を公表している。 また、平成24年度から、期中モニタリングの様式に必要事項を盛り込み、完了報告の検証ができる制度を構築した。 今後も様式の変更等を行う場合には、その都度指定管理者に対して周知・確認を行っていく。
措置時期	平成24年4月26日
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(1)指定管理者制度の導入状況について
指摘項目	利用者満足度調査の実施について
区分	□指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	指定管理者は、募集要項に記載された指定管理業務に基づき、さまざまな提案を事業計画書の中で展開している。そこに書かれた指定管理者の活動を入居者全員から評価していただくことが必要であると考える。 したがって、利用者満足度調査は、全戸を対象に実施されることを要望する。
措置内容	監査意見を受けて、利用者満足度調査を行う対象者について再度検討を行った。 指定管理者が入居者に直接提供する市民サービスは、施設修繕・設備不良などに関する相談と、その実際の対応が中心である。このことから、例えば現在の調査項目である、修繕の完成度・工事期間、受付時の対応・工事担当者の態度などの満足度について把握することにより、市民サービスの向上を図っていくことが妥当であると判断したため、これまでどおり、調査の対象者は全戸とせずに、修繕依頼をした入居者とする結論に至った。 今後も、利用者満足度調査の結果を目標達成の指数として、適正な施設運営を図っていく。
措置時期	平成24年6月13日
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(1)指定管理者制度の導入状況について
指摘項目	グループ内業務の牽制機構の構築について
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	指定管理者の構成会社が修繕工事を行う場合は、ルールとして次のような牽制手続を検討することが重要である。 修繕工事の見積りの際に経済性を担保するための相見積りの徴収などを義務付けることや修繕工事の完了確認が容易にできるように工事現場での写真を添付するなどの工夫を促し、精算行為の時点でも、それらの証憑類を併せて提出することなどである。 履行確認を容易にするうえでも、また、指定管理者に対する牽制を機能させるうえでも検討されたい。
措置内容	平成22年度以降、リフレッシュ工事契約締結にあたり、相見積りを複数徴収するとともに、完了届に写真などを整備し、確認を行っている。また、平成24年度から期中モニタリングの様式に必要事項を盛り込み、完了報告の検証ができる制度を構築した。 今後も様式の変更等を行う場合には、その都度指定管理者に対して周知・確認を行っていく。
措置時期	平成24年4月26日
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(4)平成21年度現在建替計画と改修工事のチェックについて
指摘項目	団地別改修工事等の実施状況について
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	早急にタイプ別計画の見直しを実施し、水洗化工事を行って施設改善を行うことが耐用年数の視点からも、また、入居者の健康で文化的な生活の面からも、合理性が高く、許容され得るかどうかを判断する時期が迫っているものと考える。
措置内容	監査当時にトイレの水洗化が行われていなかった住宅のうち、泉町団地については、平成22年度に水洗化工事を完了した。残りの木造住宅については、市営住宅の建替え等の方針を定めた『管理計画』の一部である「タイプ別計画」の見直しの中で、順次廃止となることを決定しているため、水洗化工事を行わないこととした。しかし、環境面等を考慮した結果、雑排水については公共下水道に流すための下水道接続工事を実施することとし、平成23年度に全ての木造住宅について工事を完了した。
措置時期	平成24年2月1日
所管部課	まちなみ整備部住宅対策課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	1.市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	(エ)充当に対応する加算金の処理について(指摘)
区分	☑ 指摘 □ 意見
指摘内容 (概要)	過誤納金が発生した場合には、当該納税者に未収金が存在する場合には、その未収金に充当する処理を行っている。その際には、充当に対応する加算金を算定しなければならない(法第17条の4第1項)。 納税課において充当に対する加算金の算定は一般的にはなされていないため、効率的な算定方法を検討することが望まれる。
措置内容	現状の充当処理は、総合税システムに組み込まれていないため、担当職員が手作業で加算金の発生の有無を確認していたところであったが、その手順の徹底が不十分であったため、今回の指摘に至った。 今後は、充当処理を総合税システムに組み込むことは、多額のシステム開発費を伴うため、期限を設けての確約はできかねるが、加算金が発生する可能性がある充当案件について、発生時期や充当金額により簡易に仮試算できるシステム(簡易目安表及びエクセル試算表)を構築した。このシステムの活用を職員に徹底していく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	b.課税保留について(指摘)
区分	☑ 指摘 □ 意見
指摘内容 (概要)	土地5筆(計1,581.29㎡)について公図及び登記簿謄本上はその存在を確認できるものの、その土地の現況が一部道路ないしは不明であること、1筆(614.87㎡)については公図上も所在が不明であることを理由に、名義人である納税義務者の申請に基づき固定資産税の課税の留保を行っている固定資産が存在した。監査における現地調査の結果、公図に示された土地は確かに所在を特定することができず、固定資産税を賦課することは適当でない状況であった。しかし、課税留保の趣旨は、課税客体や納税義務者を特定するのに調査を要することを理由にした一時的な措置に過ぎず、課税そのものを免除する趣旨で行われるべきものではない。したがって、長期にわたる課税留保状況の解消の観点から、「市町村長は、登記簿に登記されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合においては、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出る」(法第381条第7項)等の対応を行うべきではないかと考える。
措置内容	本件土地は、現時点でも場所を特定できないが、土地所有者に対し登記処理(抹消)を行うかを、確認したところ、現在は何もしないとの回答を得た。また、地方税法第381条第7項に基づく登記修正の申出を行ったが、法務局の登記官から抹消登記は判決等によらないと難しく、通常は台帳地番を公図上に起こす地図訂正により、現地に即した形で公図を訂正することとなるが、所有者以外の者は申出人にはならないとの回答を得た。このことから、本件については、課税客体となる土地の場所が特定されるまでの間、評価・課税を保留するものである。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部資産税課

F-+	
監査テーマ	
監査項目	1.市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	イ.延滞金の歳入調定及び徴収管理について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	延滞金の計算は、総合税システムで行われる。平成21年度における延滞金収入は133,239千円である。本税とは異なり、実際に収入のあった延滞金のみを調定しているため、延滞金に収入未済額の概念は導入されていない。しかし、監査過程で集計した未収の確定延滞金は約17億円(各税目の合計金額:平成22年11月現在)であった。また、本税が未完納であるため未確定である延滞金は個々に試算できるが、全体として年度末等の時点で集計することはできないシステムとなっている。延滞金の調定は、滞納の本税完納時点で行うものである。過去に遡って延滞金の調定行為を実施した場合、総額で約17億円の収入未済額が歳入決算書(諸収入)に新たに計上される必要がある。また、確定延滞金の徴収状況は4割~5割程度である。また、市は確定延滞金の徴収率等の管理がなされておらず、さらに、本税優先の原則もあり確定延滞金の徴収努力が不足している。したがって、確定延滞金の徴収状況を継続的に管理し、徴収率の向上を図る施策を強化する必要がある.
措置内容	延滞金は、本来遅延本税と同時に納付されるものであり、延滞金の多くはこの方法で納付されているため、市会計事務規則第24条第2項を適用して、収入後に一括して事後調定をしている。 一方で、地方税法第20条の9の4及び民法第488条に基づき本税を優先して徴収しているため、本税のみを納付した方や遅延本税を分割納付している方がおり、この場合、納期別の延滞金が確定しても、即時に請求するときとしないときがある。 このように、確定している延滞金とはいえ、その調定には事後と事前及び保留が混在していることから、請求しているものとそうでないものとを混在させたまま徴収管理を行うことが適切かどうかは不明であり、また、システム上の区分けも困難となる。以上のことから、延滞金の調定については、今後も収入後に一括して事後調定を行うこととする。一方、確定延滞金の徴収率の向上に関しては本税と併せ徴収の強化に取り組んでおり、その成果として、延滞金を含む徴収額は平成22年度に約1億3千万円であったのに対し、平成23年度には約1億7千万円となっている。これからも、より一層の確定延滞金の徴収努力を行っていく。
 措置時期	平成24年5月31日
所管部課	税務部納税課
ᄱᄪᄦ	ገለሚ ነገር ተለተገባለ ውጥ

卧木二 →	加入 11.17 14.11 14.12 15.12 1
監査テーマ	
監査項目	1 . 市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	(ア)還付金の会計帳簿作成について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	還付金の決算処理として、歳入歳出決算書における歳入の「備考」欄に表示される金額は、当該決算年度に発生し、年度末時点で相手方に振り込めなかった決算年度だけの還付未済額である。 一方、年度末の還付未済は総合税システムにおいて個人別に管理しているが、会計的にその累計額を管理していない。 還付未済は、市が当該納税者に対して還付する義務を課された「預り金」という負債項目であり、重要な管理資料として帳簿に準ずる形で、記帳管理すべきものと考える。(収入未済に伴う延滞金の未収額についても同様である。) このようなデータに基づき、翌年度の予算編成における支出還付予算額(「23節償還金利子及び割引料」の予算額)を設定し、その目標管理へと活用することが期待される。 その結果を、『主要な施策の成果』等決算書の歳入項目に明示し、市民等への公表データのひとつとするよう要望する。
措置内容	還付未済額については、還付請求の発生により日々変動する性質のものであるため、従前は総合税システム内での個別管理をするにとどまっており、記帳による管理はなされていなかった。 監査意見を受け、市税還付状況の管理簿を作成し、還付済分、還付未済分それぞれの還付状況を総括的に管理するように改善するとともに、当該年度の還付未済累計額については一定の基準日を定め、決裁処理を行うこととした。(還付金の合計現年度の歳入還付については、出納閉鎖期間を考慮し5月31日時点で、滞納繰越分の歳入還付及び歳出還付は3月31日時点を管理基準日として管理していくこととし、6月1日付で決裁処理することとする。) なお、地方公共団体の決算は、単年度決算主義であるため、今後も「主要な施策の成果」には、当該年度の還付未済額を計上することとする。
措置時期	平成24年5月31日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	1.市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	(イ)過誤納金の時効処理について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	過誤納金の還付請求時効は、本税の時効に準じて5年間である(法第18条の3)。 過誤納の納税者から連絡がなく、5年間経過すれば、還付金の管理から外す処理を 行っているが、内部の決裁を行っていない。 時効処理の内容に恣意性がないことを決裁により明確にすることが求められる。 その決裁には、還付義務消滅の相手方や金額、その還付加算金等の情報を明細とし て添付するよう要望する。
措置内容	従前の還付未済の管理については、総合税システム内での個別管理をするにとどまっていた。 監査意見を受け、平成23年度より、時効により還付金の請求権が消滅する最終日3月末日(起案は4月初日の勤務日)に、消滅した該当年度の還付未済内容を表記し、その明細(整理番号や還付年月日、金額等)も添付した上で決裁処理することとする。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	1.市税全般に係る総括的意見について
指摘項目	(オ)充当処理の対象税額について(意見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	過誤納金が発生した場合に、今後、納付期限が到来する税額に対して充当することは例外を除きなされていない。納期限未到来の課税額に充当することは、法では禁止していない。 そのような実務を行った場合、現在の会計処理と比較して事務の効率化が見込まれるため、納付期限未到来の課税分に対しても、充当することを検討されたい。 その際には、年度当初の課税通知の際に、過誤納が発生した場合にはこのような処理を行うことを予め記載し、周知することも必要となるものと考える。
措置内容	納期限未到来の課税額への充当は、地方税法第17条の2第4項に充当適状の規定があり、充当するのに適することとなるときは、納付又は納入をすべき地方公共団体の徴収金の法定納期限と過誤納金が生じたときのいずれか遅いときであるとされている。 しかしながら、納税義務者には納期限前であっても納付していただくことが可能である。そのため、還付対象者に対しては、納期限未到来の課税額への還付金の充当が可能である旨を還付通知書に記載することにより、積極的に周知を図ることとした。これにより、より多くの還付対象者からの申し出を受け付け、充当できるよう努力していく。
措置時期	平成24年5月31日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	a.前年比較の有用性について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	総合税システムは、前年比較の機能を有していない。その理由は、変動があるため、単純比較は無意味だからということである。しかし、税額計算のための基礎情報のうち、定性的な情報(扶養親族の情報や住宅取得控除のための情報など)については、前年比較が有用である。 課税前の事前確認として、申告書送付時点で、申告書に前年の本人の情報等を印字することにより申告時点でのヒヤリング漏れを防止しているほか、住宅借入金等特別税額控除の計算に必要な居住開始年を管理して、課税誤りの防止に努めていた。 今後は、課税計算後に検証する手段としての前年比較が望まれる。今後の実務として、IT推進室の協力のもと、課税計算後の検証のための特定の情報を抽出し、前年比較の拡充を行うことを要望する。
措置内容	個人住民税額計算の基礎となる所得及び控除は年度毎に変化する要素が多く、機械的な前年比較は無意味であるが、当初課税業務の終盤に行う資料重複処理においては、職員が前年情報を確認しながら今年度の税額決定を行っている。 また、住宅借入金特別税額控除については定性的要素が強いため、課税計算後に必要情報を抽出し新たな検証を実施した。
措置時期	平成24年5月23日
所管部課	税務部住民税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(イ)減免制度に係る他都市比較等の分析について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	減免制度について、担当課では平成20年1月の施行規則作成時点で他都市の状況を把握したものの、その後、継続的な調査を行っていなかった。 現状の制度が相対的にも適切であるかどうか判断するためにも、他都市比較等の分析を行い、制度改定の際の検討データとして蓄積することを要望する。
措置内容	減免基準を検討するにあたり、多摩地区の他市状況を調査した結果、病気・失業等による生活困窮、学生、災害等の事由により、弾力的に減免を実施している実態が把握できた。本市では、これら他都市との比較分析を行い、従来よりも弾力的な減免運用が可能となるよう平成24年3月31日で規則改正を行った。なお、今後も周辺市の動向に注意を図っていくこととする。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部住民税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	b.B(個人)について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	発生年度が古い滞留債権について、内容を確認したところ、以下のような内容が判明した。詳細を確認の上、適切な処理を検討されたい。 過去において、分納誓約はなく、差押の事実があり、その後、平成15年3月に本人が死亡した案件について、その事実を平成16年10月に確認した後、そのままになっている。 現在では、死亡人プロジェクトチームが存在し、年3回、賦課替えの作業を住民税課や資産税課に対して依頼するため、調査等を行っている。このプロジェクトチームは平成20年度に組成され、過去5年くらいの案件を抽出し、処理に当たってきた。 しかし、当該Bについては古いものとして漏れてしまった可能性がある。処理漏れがないことを確認するとともに、処理を進めるよう要望する。また、死亡人プロジェクトチームの業務は、税務部の中の住民税課・資産税課と納税課の 縦割り行政を是正する取組みとして、評価されるべきものである。担当者が代わっても恒常的に機能することが求められるため、一定のルール等に基づき、継続的な業務として実施できる組織体制を検討することも併せて要望する。
措置内容	滞納案件のうち、プロジェクトチームが処理対象とする案件についての見直し作業を平成23年度当初に行い、指摘事項を含め処理漏れがないように徹底しているところである。 今後も年度当初の突合作業を継続的に行うことにより、処理漏れを防ぎ、適正処理を図っていく。 また、死亡人プロジェクトチームを恒常的に機能させるため、「固定資産に係る死亡者課税に関する事務取扱基準」や取扱いマニュアルにより業務のルール化を行っている。これらに基づき今後も継続的に業務を実施していく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	c. C (個人)について (意見)
区分	□ 指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	発生年度が古い滞留債権について、内容を確認したところ、以下のような内容が判明した。詳細を確認の上、適切な処理を検討されたい。 当該債権は、滞留している債権が、一定期間欠落した状態となっている案件である。このような欠落が生じた原因は、昭和61年に不動産の差押をした後に発生した債権について、平成11年に一般時効として不納欠損処理をしているためであった。本来は差押後に発生した債権について参加差押をし、時効の中断をすべきであった。当時の処理については、現在一般的に行われている参加差押及び時効の中断などの処理が徹底されておらず、手続が不十分であったことが想定される。事務処理のマニュアルを担当全員に徹底させることが重要である。
措置内容	平成23年度当初に差押執行中の案件をリストアップし、差押継続の要否と新たな課税分に対する参加差押の要否を判断しているところである。今後も年度当初の4月にリストアップとその検証作業を継続的に行うことにより、差押後に新たに発生する債権に対し適正な処理を図っていく。また、手続方法や職員のスキルアップ等を更に図るため、東京税務協会が発行する「滞納整理事務の手引」や職員用のマニュアルを活用して職員研修を行うなど、適正処理に努めていく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	イ.不納欠損について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容(概要)	滞納者に対する差押を行っている過年度の案件について、差押後に発生した債権について参加差押をせずに、一般時効として不納欠損処理している事例があった。このような過去の事例に対する研究も、滞納対策の職員の人材育成の一環として、重要である。 したがって、過去の事例に対するケーススタディ的調査とそのテキスト化についても検討されることを要望する。
措置内容	平成23年度当初に差押執行中の案件をリストアップし、差押継続の要否と新たな課税分に対する参加差押の要否を判断しているところである。 今後も年度当初のリストアップとその検証作業を継続的に行うことにより、差押後に新たに発生する債権に対し適正な処理を図っていく。また、手続方法や職員のスキルアップ等を更に図るため、東京税務協会が発行する「滞納整理事務の手引」や職員用のマニュアルを活用して職員研修を行うなど、適正処理に努めていく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	2.個人市民税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	カ.督促手数料について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	法第330条において、手数料を徴収することができる規定があるが、市の手数料条例の中では、督促手数料に関する規定はない。 市税の徴収に当たり、督促状の発送に要する事務作業やコストを考慮し、また、 期限内納付を促すためにも、督促手数料の徴収を検討されるよう要望する。
措置内容	督促手数料については、督促状の発付に要する事務作業やコスト面を考慮し、また、納期内納付を促進するためにも有効な手法であると考える。しかし、督促手数料を徴収するという新たな業務を実施するにあたっては、手数料を適切に徴収・管理していくためのシステムや人員体制等の環境を整備するなど、現行の督促状の発付事務をふまえると解決すべき課題が多くあり、それに伴う大幅な事務量とコストの増が考えられる。また、多摩地区26市の実態を調査したところ、平成24年3月16日現在で督促手数料徴収を実施あるいは今後予定している市はなかった。以上のことを鑑みて、本市においては、当面は督促手数料の徴収を実施しないこととする。なお、有効かつ効果的な徴収事務を行うため、督促手数料の実施については、今後も他市の状況や費用対効果等をふまえ検討を行っていく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
 監査項目	3 . 法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目区分	(イ)事業所税にかかる貸付申告書の申告勧奨について(意見) □ 指摘 ☑ 意見
指摘内容(概要)	事業所税に関して、納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者に対して、「新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に」、事業所用家屋の所在地及び事業所床面積、納税義務者の氏名及び住所等を申告することが定められている。また、現在の貸付申告書では、施設の専用部分だけではなく共用部分の面積も申告する様式に変更されている。これらの貸付申告書と事業所税の申告内容との照合結果、面積等に不整合がある事例や旧来の貸付申告書様式で報告された事例が散見された。これらは、貸付申告書の申告勧奨がなされていないため、申告内容が適切に更新されていないことによる。その結果、市内に複数の事業所用家屋を所有・賃借している場合、個々の事業所用家屋の面積は免税点の1,000㎡以下であったとしても、合算して超過した場合には現税対象となるが、上記のような事例では、無申告や過少申告が生じる。これに対しては、貸付申告書のデータの中から、賃付しておりても、貸付申告書のデータの申告がきじる。これに対しては、貸付申告書のデータの中から、賃付けの相手表別の申告義務者を把握することができる。このように、貸付申告書のデータは事業所税の申告の網羅性及び正確性を検証する重要な情報であることから、貸付けの相手先や面積等に変更があった場合に、適時に異動した内容を反映した申告書を提出するよう促す必要がある。また、旧来の申告書を更新していない者に対しては、新しい様式での申告書の提出を促す必要がある。
措置内容	資産税課から提供を受けた所有者ごとの床面積800㎡以上の建物リストから、貸付申告の更新をしていない者、及び対象となるが未申告の者を抽出し、貸付申告等申告書又は使用状況報告書の提出勧奨を実施した。(約400件実施)なお、対象件数が約1600件と多いため、今後も事業所面積の大きいところから順次実施し、課題や効果を見極めながら引き続き継続的に実施していく。
措置時期	平成23年11月24日
所管部課	税務部住民税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	3.法人市民税及び事業所税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(ウ)課税事務の年間スケジュールの策定及び事務処理マニュアルの策定について (意見)
区分	□指摘 ☑ 意見
指摘内容 (概要)	これまでは法人市民税及び事業所税の課税事務に関する年間スケジュールについて計画性が薄かった。このことが、都通知の確認作業の遅延等をもたらした要因のひとつであった。 特に、申告の網羅性の検証作業等のような事務は、日々の申告書の処理業務とは別に、時期を集中して取り組む必要があり、円滑な事業遂行のためには、具体的な課税事務の年間スケジュールを定めることが必要である。その際、課税の公平性を担保するために必要と考えられる事務処理についても、他の業務との優先順位を判断した上で、具体的な実施期間や要員等を折り込んだ年間スケジュールを策定することを要望する。 また、都通知に基づく実態調査や事業所税申告の網羅性の検証作業等のような業務については、事務処理マニュアルを策定することを要望する。
措置内容	監査意見を受けて、法人市民税及び事業所税の課税事務に関する年間スケジュールを策定し円滑な事業を遂行できる体制を整えた。また、都通知に基づく実態調査や事業所税申告の網羅性の検証作業等に係る事務処理マニュアルを策定した。今後も、マニュアルを活用し年間スケジュールに基づいて課税事務を行っていく。
措置時期	平成24年3月31日
所管部課	税務部住民税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4. 固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(c) 重点調査地域の計画的な調査について(意見)
区分	□指摘 ☑意見
指摘内容 (概要)	平成21年度においては、未登記家屋を一掃する目的で重点調査地域における調査を実施した。しかし、当該重点調査は市域全体を考慮の上、中長期的な観点から計画され実施されたものではない。 市内に約15万棟存在する家屋にあって、未課税家屋の一掃を事務執行における継続的な仕組みとして取り入れるためには、所管全体の取り組みとして、中長期的な計画立案の下に重点調査を行うことを要望する。 現在、市は、納税義務者への分かりやすい説明に努めるとともに、固定資産の評価業務のさらなる効率化等を目的としてGISを活用した固定資産評価支援システムの導入を進めている。 今後、未課税家屋を把握する取り組みが、新支援システムの活用と相まって、効果的かつ効率的に執行されることを期待する。
措置内容	平成23年度までに地理情報システム及びシステムで利用する地番現況図等のデータを整備したところである。平成24年度から担当する職員を増員し、全市域の家屋現況図の整備を進め、未課税家屋等の捕捉を始めた。 また、新たな未課税家屋が生じないよう、24年度から航空写真を活用した家屋の異動状況の調査委託を実施していく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部資産税課

監査テーマ	一般会計及び特別会計から見た市税等収入に係る事務の執行について
監査項目	4.固定資産税及び都市計画税の賦課及び徴収事務に係る監査結果について
指摘項目	(イ)課税事務担当課と徴収事務担当課との連携について(意見)
区分	□指摘 意見
指摘内容(概要)	不納欠損処分されている事例のうち、市税等の徴収事務全体としては合理性を欠くと考えられる事例があった。具体的には、納税者及び納税管理人とも死亡しており、相続人が不存在であると判断している固定資産税の滞納事案について、課税事務の担当課は暦年の固定資産税課税を継続して行っており、他方で徴収事務の担当課は蓄積した滞納市税の不納欠損処分を二度繰り返している事案が存在した。このような事例は、課税台帳主義を形式的に適用することによる弊害事例ではないかと考えられる。既に市は死亡人プロジェクトチームを組成しており、賦課事務の担当課と徴収事務の担当課の連携を図りつつあるが、合理性に乏しい賦課決定のさらなる把握に努めるとともに、併せて課税の留保等の考え方についての論点整理を行い、市税の徴収事務の質の向上を図るべきであると考える。
措置内容	資産税課及び納税課で結成した死亡人プロジェクトチームにおいては、滞納処分の執行停止も視野に入れたマニュアルを作成し、業務を進めている。 一方、課税担当所管の資産税課では、平成24年4月1日から配置されている嘱託員の業務を整理し、滞納状態になっている死亡者の相続関係調査を嘱託員のサブ業務と位置づけ、正規職員と嘱託員とが一緒になって調査を始めている。 この過程において、調査事務の処理手順をまとめていくとともに、調査が終了した段階で、土地又は家屋を「現に所有している者」(地方税法第343条第2項)が特定できたものから、順次賦課替えを進めていく。
措置時期	平成24年4月1日
所管部課	税務部納税課